

# 鳥取県高等学校体育連盟専門部規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、鳥取県高等学校体育連盟（以下県本連盟という）規約第6条により定める。

## 第2章 目 的

第2条 専門部は加盟校の部活動と連携し、高校生の健全な育成を目指すとともに、関係競技団体と提携し、競技の普及、発展を図ることを目的とする。

## 第3章 事 業

第3条 専門部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 競技の指導、普及
- 2 競技会、研修会等の主管
- 3 中国高等学校体育連盟専門部、(財)全国高等学校体育連盟専門部との連携
- 4 その他専門部の目的達成に必要な事項

## 第4章 組 織

第4条 専門部は、本連盟加盟校・準加盟校をもって組織する。

## 第5章 役 員

第5条 専門部に次の役員をおく。

- |   |                |     |
|---|----------------|-----|
| 1 | 専門部長（校長に委嘱）    | 1名  |
| 2 | 専門委員長          | 1名  |
| 3 | 専門委員           | 若干名 |
| 4 | 会計責任者          | 1名  |
| 5 | 監事             | 2名  |
| 6 | 専門部の目的達成に必要な役員 | 若干名 |

## 第6章 会 議

第6条 専門部長は、運営上必要な会議を招集することができる。

第7条 重要事項については県高体連に報告し、必要に応じて評議員会等の承認を得るものとする。

## 第7章 会 計

第8条 専門部の経費は、県補助金、中国・県高体連補助金、競技団体助成金、大会負担金及び寄付等をもって充てる。

第9条 本専門部の収支決算は、専門委員長の統括の下、会計責任者が作成し、専門部長の決裁を受けた収支決算書及び証拠書類とともに、監事の意見を付け、県顧問会の承認を経て、県高体連会長に報告しなければならない。

第10条 専門部会計における収支科目・収支基準等詳細は別に定める。

第11条 専門部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則) 本規程は平成18年4月25日より施行する。

平成19年4月24日 一部改訂

平成22年4月21日 一部改定